

檜葉町企業誘致推進業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、檜葉町（以下「発注者」という。）が「企業誘致推進業務」の受託者（以下「受注者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し契約を行うための手続き等について必要な事項を定めるものである。

提案の基本要件は別添「檜葉町企業誘致推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づくものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 檜葉町企業誘致推進業務
- (2) 業務内容 別添仕様書に記載の内容とする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月27日まで
- (4) 提案上限額 金9,999,000円（消費税相当額含む）
但し、この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の
予定価格を示すものではないことに留意すること。
なお、提案上限額を超えてはならない。

- 3 事務局 〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5－6
檜葉町 新産業創造室 新産業創造係
電話：0240-23-6105 FAX：0240-25-5564
電子メール：souzou-n@town.naraha.lg.jp

4 業者選定スケジュール

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 事業公告 | 令和元年7月17日(水) |
| (2) 参加申請書受付期間 | 令和元年7月17日(水)～8月2日(金) |
| (3) 参加資格確認結果通知 | 令和元年8月5日(月)まで |
| (4) 質問受付期限 | 令和元年7月30日(火) |
| (5) 質問回答期限 | 令和元年8月2日(金) |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和元年8月13日(火) |
| (7) 一次審査（書面審査） | 令和元年8月14日(水)～16日(金) 予定 |
| (7) 一次審査結果通知 | 令和元年8月16日(金) 予定 |
| (8) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和元年8月21日(水) 予定 |
| (9) 二次審査結果通知 | 令和元年8月26日(月) 予定 |
| (10) 契約締結交渉 | 令和元年8月26日(月)～30日(金) 予定 |

5 参加申請等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

参加申請を行った者に対しては、参加資格確認終了後、次により参加資格確認結果通知書を交付する。

なお、次に記載する提出期間内に参加申請書等を提出しない者又は審査の結果参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

- (1) 提出期限 令和元年 8 月 2 日（金） 午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出書類 下記書類を提出期限までに各 1 部ずつ提出すること。
 - ① 参加申請書（様式第 1 号）
 - ② 会社概要書（様式第 2 号）
- (3) 提出先及び提出方法 事務局あて 持参又は書留郵便等
- (4) 参加資格確認結果の通知 参加資格確認終了後、令和元年 8 月 5 日（月）を期限とし、ファックス又は電子メールにて通知する。
- (5) 参加資格の喪失
 - 参加資格確認結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本プロポーザルに参加することができないこととする。
 - ① 企業誘致推進業務プロポーザル実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 3 条の資格要件を満たさなくなったとき
 - ② 参加申請書等に虚偽の記載をしたとき

6 提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年 8 月 13 日（火） 午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出書類 下記書類を提出期限までに提出すること。
 - ① 企画提案書
 - 部数 7 部（代表者印押印の原本 1 部、写し 6 部）及び電子媒体（C D－R 若しくは D V D－R）1 枚とする。
 - ・ 書式は自由だが、A 4 版での作成とする。
 - ・ ただし、図などは A 3 版を折り込んでも構わない。
 - ・ なお、過剰な添付書類は極力避けること。
 - ・ 表紙・目次を除く各ページにページ番号を記入すること。
 - ・ 業務スケジュールについての記載をすること。
 - ・ 提出書類と同じ内容を保存した電子媒体（C D－R 若しくは D V D－R）を提出すること。
 - ・ 審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を原本（1 部）にのみ記載し、他の 6 部には社名等を表示しないこと。

② 提案価格書（様式第 3 号） 1 部

代表者印押印のうえ、封入封緘押印のこと。

なお、上記の提出物については返却しない。

（3）提出先及び提出方法 事務局あて 持参又は書留郵便等

7 質疑応答及び説明会

（1）質疑応答について

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

① 電子メールにより、質問書を提出すること。

② 他の方法による質問は一切受け付けない。

③ 質問書は様式第 4 号に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。

④ 電子メール送付先 事務局あて、件名は「檜葉町企業誘致推進業務に係る質問」とすること。

⑤ 受付期限 令和元年 7 月 30 日（火） 午後 5 時まで（必着）

⑥ 回答方法 随時、本プロポーザルへの参加を認められた者若しくは参加を認める予定の者全員に電子メールにて回答する。

（2）説明会について

本プロポーザルについて説明会は開催しない。

8 審査方法及び審査基準

提出書類等の審査は、別添「檜葉町企業誘致推進業務委託提案評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）において企画提案書評価及びヒアリングを行い、提案内容を公平かつ客観的に評価する。

（1）一次審査

委員会は、提案者が多数となった場合（概ね 4 者以上となった場合）は提出された書類により業務実績等を勘案し、二次審査参加者を概ね 3 者程度選定するものとする。

なお、一次審査の結果は、すべての提案者に書面で通知を行う。

（2）二次審査

委員会は、提案者からの書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。プレゼンテーションの時間は 1 者につき、概ね 20 分間とし、10 分間の質疑応答時間を設ける。

なお、プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

9 最優秀提案者の決定等

- (1) 二次審査終了後、委員会において、提案書による評価と費用を総合的に審査し、一定の水準以上を満たした者を優秀提案者とする。
なお、評価の方法は評価基準による。
- (2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをし、第1位の者を最優秀提案者とする。
- (3) 得点が同点の場合は、くじ引きにより順位を決定する。
- (4) 選定結果については、全てのヒアリング審査参加者に通知する。
- (5) 企画提案方式による契約予定者の選定における公正性及び透明性を高めるため、町ホームページに結果を公表するものとする。

10 契約に関する事項

- (1) 委員会において、選考された最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務委託契約の締結交渉を行う。
なお、優先交渉権者の提出した見積書金額を超える金額での契約は締結しない。
また、特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、他の優秀提案者のうち、9(2)で付けた順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した者を受託者と決定する。
- (2) 契約書の作成
発注者と受注者で協議したうえで契約書を作成する。
- (3) 支払いの条件
 - ① 前払金は支払わない。
 - ② 支払い方法は、発注者と受注者が協議の上で、契約書で定める。
 - ③ 支払いは、契約書に基づいて支払う。
- (4) その他契約に関する事項
契約時における仕様は、提案書に記載されている事項とするが、発注者と受注者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。
ただし、明らかな誤りと本町との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (3) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出ること。
なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。
- (4) 虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
- (5) 参加資格要件を満たさない者又は受託事業者を選定するまでの間に、実施要綱

第3条の資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

(6) 次のいずれかに該当した者については、辞退と見なす。

① 提案書の提出期限に遅れた者

② 委員会による二次審査に遅れた者

(7) 発注者が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに参加申請書等の内容が無償で利用できるものとする。

(8) 参加申請書等は返却しない。

なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。

(9) 参加申請書等は原則として公開しない。

ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。

(10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。

(11) 本プロポーザル参加者は1つの提案しか行うことができない。

(12) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。

(13) 実施要領等の交付に関する事項

実施要領等は、町ホームページよりダウンロードすること。

ホーム> しごと・産業情報> 入札・契約> 企業誘致推進業務プロポーザルの実施について